

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年度 第3回

令和7年8月19日（火）開催

1 日 時 令和7年8月19日(火) 15時40分～15時58分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 堀井 潤 松本和人

労働者委員 5名中5名出席

小玉恵子 後藤正文 佐貫さおり 曾我章生 新関直人

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)

(2) 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問・申出書)

1-1 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-2 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-3 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-4 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

資料番号2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和7年度第3回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、臼木会長にお願いいたします。

○臼木会長

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、この直前に行われました専門部会が長引きお時間が遅れましたことをお詫び申し上げます。

本日の審議に入ります前に、皆様にご報告といえますか情報共有をさせていただきます。私の手元の確認です。オフィシャルな形でリリースされているわけではないですが、フェイスブックあるいはインスタグラムで確認したところ、8月15日だと思いますが、鈴木健太知事と赤澤経済再生賃金向上担当大臣がオンラインで対談されたそうです。

鈴木健太知事のフェイスブックの記事の文面を読み上げますと、「大臣からは、国では最低賃金額の近傍で働く労働者が安心して日常生活を送ることができるように、その一層の引き上げが必要であると考えていること、そして、それについてのご理解とご協力をお願いしたいとお話がありました。」とのことでした。

知事からは、「最低賃金額の大幅な引き上げは特に、中小事業者の負担が大きいため、県においても支援策を考えていること、国の支援についても柔軟な制度としてできる限り早期の提示をお願いした。」とのことでした。

詳細はフェイスブック等をご覧いただくとして、知事が最後のコメントとして、「知事個人のご意見としては、目安額を大きく超える引き上げに期待しております。」と結んでおりました。あくまで、正式なリリースではなく、県のホームページ等を確認しましたが、私が見た限りでは正式なリリースではなかったです。あくまで、皆様方への情報共有、情報提供という形でご理解いただければと思い、お話させていただきました。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日の審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)」、議題2「秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」、議題3「その他」となっておりますが、残念ながら議題1の「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)」となっておりますが、先ほど行いました、専門部会で労使の合意をみるに至りませんでしたので、審議を継続することとなりました。そのため本日、答申を行いません。

議題２の「秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」の議題から始めたいと思います。次第の記載と若干、今日の議論が異なりますのでご留意、ご注意事項です。諮問に至る経緯について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

特定最低賃金につきましては、非鉄金属製錬・精製業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、自動車(新車)、自動車部品・附属品小売業の４業種について設けられているところでございます。

この４業種の特定最低賃金について、本年３月末までに改正の申出の意向があり、７月末までに労使から申出書の提出がありました。以上です。

○臼木会長

それでは、労働局長からご発言をお願いします。

○山本労働局長

今般、私に対しまして、秋田県特定最低賃金４件に関わる改正決定の申し出がありましたので、改正決定の必要性につきまして審議会の意見をいただきたく諮問いたします。

ご審議の上、どうか速やかにご答申いただきますようお願いいたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○臼木会長

ただ今、局長から諮問文を頂戴しましたので、事務局から諮問文を読み上げて下さい。

○我妻賃金指導官

私の方から諮問文写を読み上げさせていただきます。お手元の資料の１－１から１－４をご覧ください。

秋労発基0819第1号

令和7年8月19日

秋田地方最低賃金審議会

会長 臼木 智昭 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和7年7月14日付けをもって基幹労連秋田県本部委員長 伊藤 徹 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

秋労発基0819第2号

令和7年8月19日

秋田地方最低賃金審議会

会長 臼木 智昭 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和7年7月14日付けをもってジェイ・エイ・エム秋田 会長 高橋 満 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

秋労発基0819第3号

令和7年8月19日

秋田地方最低賃金審議会

会長 臼木 智昭 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和7年7月30日付けをもって自動車総連秋田地方協議会議長 舘岡 丸 から最低賃金

法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

秋労発基0819第4号

令和7年8月19日

秋田地方最低賃金審議会

会長 臼木 智昭 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和7年7月30日付けをもって自動車総連秋田地方協議会議長 舘岡 丸 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

以上です。

○臼木会長

ありがとうございました。ただ今、局長から4つの特定最賃の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。当審議会においては、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書により、必要性の審議は特別小委員会を設置して行なうこととしております。

そこで、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金特別小委員会の設置について審議します。事務局から特別小委員会設置の手続について説明してください。

○佐藤賃金室長

特別小委員会の委員につきましては、秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領の3の規定によりまして、「特別小委員会は、公益を代表とする委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成すること。また各委員は、審議会の議決により会長が、指名する。」となっております。

このため、前もって労使各側からご推薦をいただいた委員と公益委員による名簿(案)を資料2のとおり作成しておりますので、ご審議をお願いいたします。

○臼木会長

ただ今の事務局からの説明あった資料2のとおり、秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案)のとおりご指名することでご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、各側推薦の名簿(案)のとおり、指名することとしますので、各委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

議題3のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。

特にないようですので、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

今後の審議日程について連絡させていただきます。本日の専門部会においては、労使合意に至らず、審議を継続することといたしましたので、第4回専門部会を8月25日午後1時30分から開催いたします。結審となった場合には、部会終了後、午後3時を目途に本審を開催する必要がありますので、日程の確保をお願いいたします。開催通知につきましては、後日郵送させていただきます。

また、本日、局長から審議会に対し特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問がありましたので、明日、8月20日午後1時30分から第1回特定最低賃金に関する特別小委員会を開催し、参考人意見聴取を行い、9月4日午前10時から第2回特別小委員会を開催し、改正決定の必要性の有無について審議し結論を出していただくこととなります。8月25日に秋田県最低賃金の答申がなされた場合は、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合9月10日水曜日、午前10時30分から異議にかかる異議審を開催する予定としております。併せて、特別小委員会から、特定最低賃金改正の必要性の有無について報告をしていただき、必要性ありの場合は、労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。異議申出がなかった場合は、特定最賃関係のみの審議となります。日程確保につきましては委員の皆様、よろしくお願いいたします。以上です。

○臼木会長

ありがとうございます。今一度確認ですが、最低賃金の専門部会は8月25日月曜日の午後1時30分から予定しております。結審になった場合は、部会終了後、3時を目途に開催することとなりますのでご予約の確保をよろしくお願いいたします。また、ただ今諮問をいただきました、特定最低賃金に関しては、明日の20日午後1時30分から、特別小委員会

を開催する予定ですのでご関係の委員の皆様は連日の委員会となりますがどうぞよろしくお願いいたします。

審議日程について、何か質問やご確認などございますか。

特にないようですが、他になにかございますか。よろしいですか。それでは、これもちまして本審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。